平成 23 年(2011 年)12 月 7 日
総　務　委　員　会　資　料
経　営　室　人　事　担　当

人事行政の運営等の状況の公表について

1　目的

中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などを区民に公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としている。

2　公表時期

平成23年12月15日

3　公表方法

（1）12月20日号区報で要旨を掲載
（2）中野区ホームページに全文を掲載
（3）区政資料センター、区民活動センター及び図書館に冊子を配布

人事行政の運営等の状況の公表

中野区

平成２３年１２月

趣 旨

地方公務員法第 58 条の 2 の規定（平成 16 年 8 月 1 日同法の改正法が施行）に基づき、中野区では平成 17 年 6 月に「中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

「人事行政の運営等の状況の公表」は、この条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などを区民の皆さんに公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としています。

目　　次

≪中野区人事行政の運営等の状況≫

Ⅰ　任免及び職員数に関する状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　給与の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅲ　勤務時間その他の勤務条件の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

Ⅳ　分限処分及び懲戒処分の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

Ⅴ　服務の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

Ⅵ　研修及び勤務成績の評定の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅶ　福祉及び利益の保護の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

≪特別区人事委員会の業務状況の報告≫

１　職員の競争試験及び選考の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況　・・・　３７

３　勤務条件に関する措置の要求の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

４　不利益処分に関する不服申立ての状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

≪中野区人事行政の運営等の状況≫

Ⅰ　任免及び職員数に関する状況

1　組織(分野等)ごとの職員数

平成 23 年 4 月 1 日現在(単位:人)

部局室名		人数	分野または施設
庁舎内	政策室	45	企画13　予算8　広報10　情報・改善14
	経営室	111(16)	経営22　人事27(2)　施設40(10)　行政監理10　経理12(4)
	都市政策推進室	45(1)	産業・都市振興20(1)　中野駅周辺まちづくり17　西武新宿線沿線まちづくり8
	地域支えあい推進室	23(2)	地域活動推進23(2)
	区民サービス管理部	294(13)	区民サービス12(4)　住民情報システム14　戸籍住民79(2) 税務76(4)　保険医療76(1)　介護保険37(2)
	子ども教育部	149(12)	子ども教育経営20　学校教育33(1)　学校・地域連携18(1)　子育て支援33(4) 保育園・幼稚園35(5)　子ども教育施設10(1)
	健康福祉部	191(4)	福祉推進26(1)　健康推進19　障害福祉43(1)　生活援護83(1) 学習スポーツ20(1)
	環境部	14(1)	地球温暖化対策14(1)
	都市基盤部	180(13)	都市計画27　地域まちづくり15　道路・公園管理40(7)　都市基盤整備29(4) 建築36(1)　防災・都市安全33(1)
	会計室	20	
	選挙管理委員会事務局	8	
	監査事務局	6	
	区議会事務局	18	
	計	1,104(62)	
庁舎外	政策室関係	3(4)	男女共同参画センター3(4)
	地域支えあい推進室関係	273(35)	すこやか福祉センター(4ヵ所)98(11)　児童館等(21ヵ所)90(3) 地域センター(15ヵ所)85(21)
	子ども教育部関係	592(46)	小学校(25ヵ所)60(24)　中学校(12ヵ所)29(8)　幼稚園(2ヵ所)11　図書館18(4)　キッズ・プラザ(6ヵ所)30(2)　保育園(19ヵ所)444(8)
	健康福祉部関係	51(3)	保健所(保健予防)18(2)　福祉作業所(2ヵ所)33(1)
	環境部関係	183(17)	ごみゼロ推進12　清掃事務所・車庫144(14)　保健所(生活環境)27(3)
	都市基盤部関係	1(5)	平和の森公園事務所1(5)
	派遣等	12	特別区人事・厚生事務組合2　東京二十三区清掃一部事務組合8 東京都後期高齢者医療広域連合2
	計	1,115(110)	
合計		2,219(172)	

※　( )内は、再任用短時間勤務職員数(外数)

2　職層ごとの職員数

平成23年4月1日現在(単位:人)

参事 (部長・参事)	副参事 (課長級)	係長・主査	主任主事	一　般	その他 (幼稚園教諭)	合　計
14	66	530	1,127	473	9	2,219

3　職種(職務)ごとの職員数

(1)　常勤職員(再任用フルタイム職員含む)　　平成23年4月1日現在(単位:人)

事　務	社会教育	福　祉	保　育　士	児童指導	土　木	造　園	建　築	機　械
1,073	1	92	367	108	42	12	49	10
電　気	保健衛生監視	食品衛生監視	学　芸　員	医　師	診療放射線	歯科衛生士	理学療法士	作業療法士
8	5	7	1	5	3	4	2	1
検査技術	栄　養　士	保　健　師	看　護　師	介護指導	電話交換	警　備	作　業　Ⅰ	調　理
8	12	40	15	10	0	20	19	84
用　務	環境技能	家庭奉仕	自動車運転Ⅱ	作　業　Ⅲ	事務(業務)	幼稚園教諭	指導主事	合　計
60	0	1	28	106	15	9	2	2,219

(2)　再任用短時間勤務職員　　平成23年4月1日現在(単位:人)

事　務	福　祉	保　育　士	児童指導	土　木	造　園	建　築	保健衛生監視	診療放射線
57	19	1	2	2	1	4	1	1
作業療法士	栄　養　士	保　健　師	看　護　師	自動車運転	ボイラー技士	電話交換	警　備	作　業　Ⅰ
1	0	1	2	1	1	0	9	15
調　理	用　務	環境技能	自動車運転Ⅱ	自動車整備	作　業　Ⅲ			合　計
16	23	1	1	1	12			172

4 採用者数及び退職者数

(1) 平成 23 年度職員採用者数(平成 23 年 4 月1日付)　　(単位:人)

	事　務	土　木	造　園	電　気	建　築	衛生監視	保健師	計	幼稚園教諭
Ⅰ 類	22		2		2	2	1	29	0
Ⅲ 類	2							2	
経験者	4	4			3			11	
計	28	4	2		5	2	1	42	0

(2) 平成 22 年度職員退職者数　　(単位:人)

種　類	事　務	福　祉	保育士	児童指導	土　木	造　園	建　築	食品衛生監視	作業療法	看護師
定　年	33	4	9	3		1	2		1	2
勧　奨	14	1	2		1			1		
自己都合等	8		2							
計	55	5	13	3	1	1	2	1	1	2

種　類	警　備	作業Ⅰ	調　理	用　務	環境技能	作業Ⅲ	事務(業務)	幼稚園教諭		合　計
定　年	2	7	4	7	1	2		1		79
勧　奨		1	2	2						24
自己都合等							1	1		12
計	2	8	6	9	1	2	1	2		115

(3) 任期付職員採用者数及び退職者数(任期満了を含む)　　(単位:人)

採　用　形　態	職種又は業務内容	採用者数 (平成22年4月2日～平成23年4月1日)	退職者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)	在職者数 (平成23年4月1日現在)
任期付短時間勤務職員 (技能系)	保育業務 (保育園業務)	174	47	172
	介助業務 (小中学校の障害児介助業務)	60	34	60
	介助業務 (学童クラブの障害児介助業務)	1	6	59
	計	235	87	291
育児休業代替任期付職員	事　務	1	4	2
	福　祉	5	5	5
	保　健　師		1	
	衛　生　監　視			
	計	6	10	7
一般任期付職員 (管理職)	まちづくり			2
	危機管理	1	1	1
	公園・道路			1
	計			4

※ 任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的として、任用・勤務形態の多様化を図るために導入された新たな勤務形態の職員です。
任期については 3 年を超えない範囲とし、一週間あたりの勤務時間は 31 時間以内としています。

※ 育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として、育児休業請求期間を限度に、任期を定めて採用する職員です。

※ 一般任期付職員とは、公務部内では得られにくい専門的な知識経験を有する人を、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

5 昇任の選考の実施の状況

(1) 資格基準及び選考方法(平成 22 年度)

	資格基準(主なもの)	選考機関	選考方法
主任主事	【短期】 2級職5年以上、50歳未満 【長期A】 2級職12年以上、38歳以上56歳未満 【長期B】 2級職5年以上、52歳以上	区	【短期】 自己申告 勤務評定 筆記(択一式) 【長期A・B】 自己申告(レポート形式)、勤務評定
係長職	【一般】 主任主事職5年以上、50歳未満 【長期】 2級職15年以上うち主任主事7年以上、50歳以上58歳未満	区	【一般】 自己申告、筆記(課題式論文)、勤務評定、面接 【長期】 自己申告(レポート形式)、勤務評定
総括係長職	係長職7年以上、42歳以上58歳未満	区	自己申告(レポート形式)、勤務評定
管理職	【Ⅰ類】 主任主事以上の在職期間6年以上、55歳未満 【Ⅱ類】 総括係長職1年以上、47歳以上56歳未満	特別区人事委員会	【Ⅰ類】 筆記考査(択一・記述・論文)、勤務評定、口頭試問、適性評定(技術系のみ) 【Ⅱ類】 筆記考査(論文)、勤務評定、口頭試問
技能主任職	1級職17年以上在職、年齢38歳以上58歳未満	区	自己申告、筆記(課題式作文)、勤務評定、面接
技能長	在職期間23年以上、2級職4年以上在職、年齢58歳未満	区	自己申告、筆記(課題式論文)、勤務評定、面接

(2) 昇任選考実施状況(平成 22 年度) (単位:人)

	主任主事	係長職	総括係長職	管理職	技能主任職	技能長
資格者	128	740	93	996	162	55
受験者	87	109	35	27	46	1
合格者	37	37	8	5	21	1

6 職員数の状況

（1） 部門別職員数の状況と主な増減理由

平成20年1月に、平成19年度から平成28年度の10年間において職員2000人体制の実現を図るための基本方針として「職員2000人体制に向けての方策」を策定しました。

（各年 4 月 1 日現在）

区分		職員数 （ ）内は対前年増減数		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般行政部門	議会	18 (0)	18 (0)	18 (0)
	総務	460 (△5)	460 (0)	436 (△24)
	税務	82 (0)	81 (△1)	78 (△3)
	民生	935 (△62)	866 (△69)	840 (△26)
	衛生	311 (△5)	300 (△11)	308 (8)
	労働	3 (0)	3 (0)	2 (△1)
	農林水産	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	商工	14 (0)	13 (△1)	18 (5)
	土木	218 (2)	210 (△8)	203 (△7)
	小計	2,041 (△70) 《98(17)》	1,951 (△90) 《109(11)》	1,903 (△48) 《130(21)》
特別行政部門	教育	240 (△22)	215 (△25)	196 (△19)
	警察	― (―)	― (―)	― (―)
	小計	240 (△22) 《29(3)》	215 (△25) 《34(5)》	196 (△19) 《39(5)》
普通会計計		2,281 (△92) 《127(20)》	2,166 (△115) 《143(16)》	2,099 (△67) 《169(26)》
公営企業等会計部門	病院	― (―)	― (―)	― (―)
	水道	― (―)	― (―)	― (―)
	下水道	― (―)	― (―)	― (―)
	その他	124 (0)	121 (△3)	116 (△5)
	小計	124 (0) 《0 (-)》	121 (△3) 《2 (2)》	116 (△5) 《3 (1)》
合計		2,405 (△92) 《127(20)》	2,287 (△118) 《145(18)》	2,215 (△72) 《172(27)》

〈参考〉 平成２３年度の人口１万人当たり職員数

○ 一般行政部門 63.61 人
○ 普通会計 70.16 人
○ 合計 74.04 人

※ 計欄の《 》内は、再任用短時間勤務職員であり、上表中の職員数には含まれていません。

※ 職員数は、一般職に属する職員数です。平成 23 年度の合計値（2,215 人）は、1 頁の「組織（分野等）ごとの職員数」の数値と異なっていますが、これは他の自治体との比較ができるように、一定の調整をしたためです。

1 頁の職員数「2,219 人」との違いは次のとおりです。

減となる職員：特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合へ派遣されている職員（計 12 人）

増となる職員：育児休業代替任期付職員（7 人）、教育長（1 人）

※ 前表の区分と１頁の「1　組織（分野等）ごとの職員数」の部局名との対応関係は、概ね次のとおりです。

総　　務 ： 政策室、経営室（施設分野の一部を除く）、会計室、地域支えあい推進室の一部（地域活動推進分野の一部、地域センター）、区民サービス管理部の一部（区民サービス、住民情報システム、戸籍住民の各分野）、子ども教育部の一部（経営、学校・地域連携分野の一部）、都市基盤部の一部（防災・都市安全分野）、選挙管理委員会事務局、監査事務局

民　　生 ： 地域支えあい推進室の一部（児童館、障害者対応の一部、高齢者会館対応の一部）、区民サービス管理部の一部（保険医療分野の一部）、子ども教育部の一部（経営の一部、キッズ・プラザ、子育て支援、子ども教育施設各分野の一部、保育園・幼稚園分野、健康福祉部の一部（福祉推進分野の一部、障害福祉、生活援護の各分野）

衛　　生 ： 地域支えあい推進室の上記以外の部分、子ども教育部の一部（子育て支援分野の一部）、健康福祉部の一部（保健予防分野、健康推進分野の一部）、環境部

（単位：人）

区　分		平成23年度の職員数の増減状況			
		増員数	減員数	差　引	主な増減の理由
一般行政部門	議　　会	0	0	0	
	総　　務	23	△ 47	△ 24	組織再編による増減、国勢調査終了・政策研究事務統合などによる減
	税　　務	0	△ 3	△ 3	滞納整理支援システム導入による事業見直し
	民　　生	10	△ 36	△ 26	生活保護事務増、保育園民営化、児童館廃止、学童クラブ委託化
	衛　　生	15	△ 7	8	すこやか拡充、リサイクルプラザ機能転換
	労　　働	0	△ 1	△ 1	
	農林水産	0	0	0	
	商　　工	5	0	5	産業振興事務見直し
	土　　木	11	△ 18	△ 7	中野駅地区基盤整備事務増、道路・公園管理事務見直し
	小　　計	64	△ 112	△ 48	
特別行政部門	教　　育	6	△ 25	△ 19	学校清掃等業務見直し、図書館選書業務・歴史民俗資料館運営の委託化
	警　　察	－	－	－	
	小　　計	6	△ 25	△ 19	
普通会計　計		70	△ 137	△ 67	
公営企業等会計部門	病　　院	－	－	－	
	水　　道	－	－	－	
	下水道	－	－	－	
	その他	0	△ 5	△ 5	事務見直し
	小　　計	0	△ 5	△ 5	
合　　計		70	△ 142	△ 72	

（２）年齢別職員構成の状況（平成２３年４月１日と５年前の比較）

（単位：人、％）

区　　分	平成２３年４月１日		平成１８年４月１日	
	職員数	構成比	職員数	構成比
２０歳未満	１	０．１	０	０．０
２０～２３歳	２２	１．１	１４	０．５
２４～２７歳	７８	２．５	４８	１．８
２８～３１歳	７９	３．３	７３	２．７
３２～３５歳	７７	３．４	１６７	６．２
３６～３９歳	１３３	７．３	３３８	１２．５
４０～４３歳	２８３	１４．４	３７４	１３．８
４４～４７歳	３４８	１５．９	４３２	１５．９
４８～５１歳	４３４	１８．３	３７７	１３．９
５２～５５歳	３６１	１４．９	４０５	１５．０
５６～５９歳	３２５	１５．２	４１８	１５．４
６０歳以上	７８	３．６	６３	２．３
合　　計	２，２１９	１００．０	２，７０９	１００．０

※　年齢は年度末における年齢です。

年齢別構成比の推移

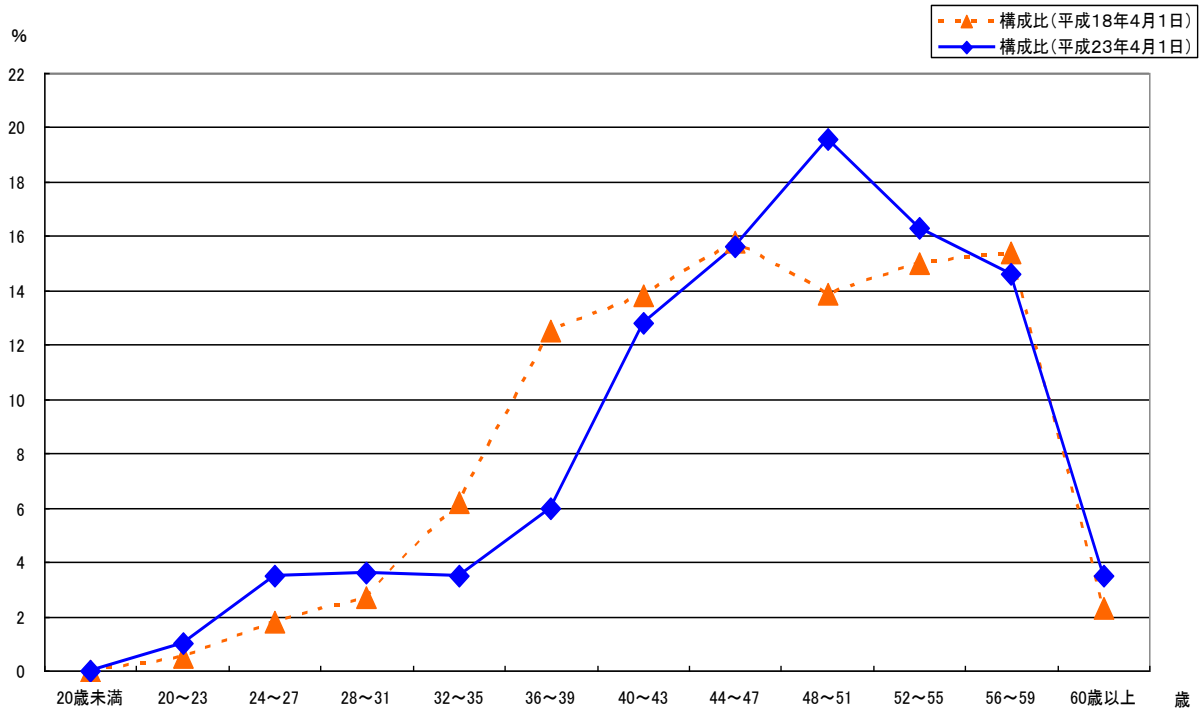

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	2,272	2,215	2,111	2,041	1,951	1,903	▲369(▲16.2%)
教育	319	289	262	240	215	196	▲123(▲38.6%)
消防							
普通会計計	2,591	2,504	2,373	2,281	2,166	2,099	▲492(▲19.0%)
公営企業等会計計	123	118	124	124	121	116	▲7(▲5.7%)
総合計	2,714	2,622	2,497	2,405	2,287	2,215	▲499(▲18.4%)

※　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

Ⅱ　給与の状況

中野区では、毎年、区職員の給与などの実態を区民のみなさまにお知らせし、区政についてのご理解をいただくために、そのあらましを公表してきました。平成 17 年度からは、さらに、区政運営の透明性を高め一層のご理解をいただくために、「人事行政の運営等の状況の公表」の中でお知らせしています。

なお、項目の中には、現時点で決定していない事項や、国等において公表されていないため、記載することができない事項があります。これらの項目（ ▒ 部分）は空欄としていますが、決定又は公表された後、記載する予定です。

≪給与決定のしくみ≫

地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。中野区の一般職員の給与についても、２３区が共同で設置している特別区人事委員会が、都内民間企業の給与実態を調査したうえで、職員の給与の勧告を行っています。この勧告に基づき、区議会の審議を経て条例により決定されます。

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成 23 年 4 月 1 日現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）平成 21 年度の人件費率
平成 22 年度	人 299,167	千円 103,454,033	千円 1,344,804	千円 23,577,067	% 22.8	% 20.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	（参考）特別区平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
平成 22 年度	人 2,165	千円 9,451,353	千円 3,053,672	千円 3,809,735	千円 16,314,760	千円 7,536	▒ 千円

※　職員手当には退職手当を含みません。
※　職員数は、平成 22 年 4 月1日現在の人数です。
※　職員数･給与費には教育長を含みません。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

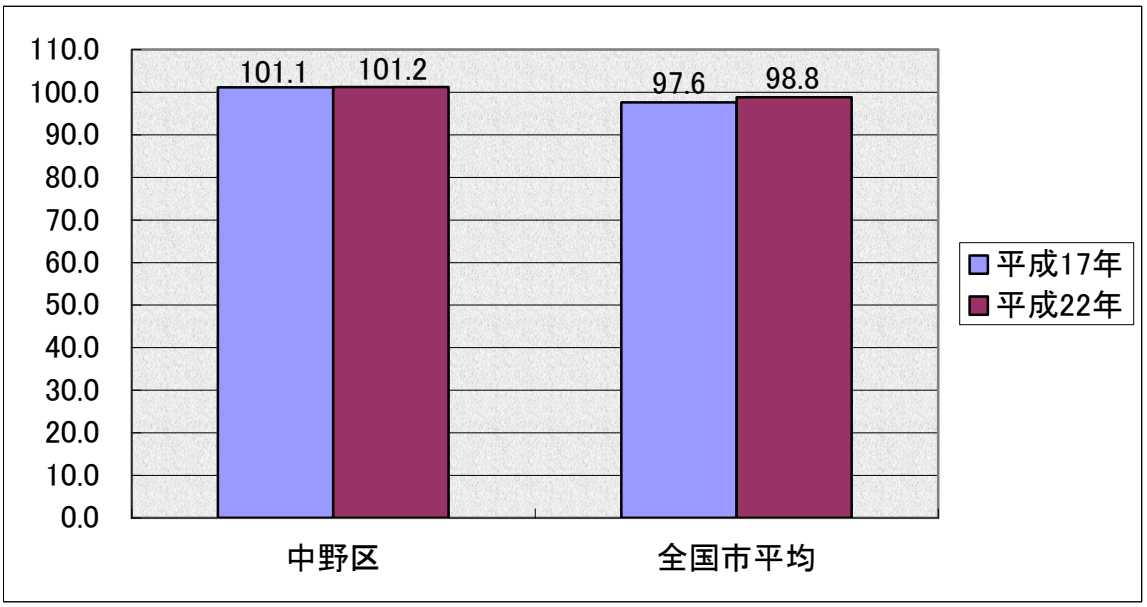

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。

(4)給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A−B	勧 告 (改定率)		
平成 23 年度	円 415,930	円 416,772	円 △ 842	% △ 0.20	%	%

※ 「民間給与」、「公務員給与」は、特別区人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月 数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A−B	勧 告 (改定月数)		
平成 23 年度	月 3.94	月 3.95	月 △ 0.01	月 0.00	月	月

※ 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の給料月額	138,400	166,100	195,900	220,900	222,100	257,600	285,700	339,400
最高号給の給料月額	307,200	341,500	372,700	414,000	436,300	449,900	463,500	521,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
中 野 区	44.7歳	341,661 円	468,794 円	423,232 円
東 京 都	42.5歳	331,172 円	467,372 円	― 円
国	42.3歳	327,205 円	― 円	397,723 円
特別区平均	歳	円	円	円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
中野区	49.2 歳	343 人	311,355 円	419,179 円	387,141 円	―	― 歳	― 円	―
うち清掃職員	44.5 歳	134 人	303,069 円	439,972 円	385,727 円	廃棄物処理従業員	44.6 歳	290.6 千円	1.51
うち用務員	53.4 歳	60 人	321,745 円	406,905 円	393,610 円	用務員	53.8 歳	209.7 千円	1.94
うち学校給食員	52.4 歳	33 人	313,930 円	396,877 円	384,753 円	調理師	40.3 歳	291.1 千円	1.36
東京都	47.1 歳	― 人	304,130 円	415,615 円	― 円	―	― 歳	― 円	―
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	― 円	321,662 円	―	― 歳	― 円	―
特別区平均	歳	人	円	円	円	―	― 歳	― 円	―

区　　分	参　　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民　間(D)	C／D
中　野　区	－　　円	－　　円	－
うち　清 掃 職 員	6,793,264 円	4,035.3 千円	1．68
うち　用　務　員	6,447,860 円	2,943.2 千円	2．19
うち　学校給食員	6,274,624 円	3,868.5 千円	1．62

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
（平成 20～22 年の3ヶ年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、勤続年数、給与月額、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。(「対応する民間類似職種」のうち廃棄物処理従業員及び用務員は全国平均、調理師は東京都平均です。)

※　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③　教育職(幼稚園教育職員)

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中　野　区	38．6歳	343,390 円	463,755 円
特別区平均	歳	円	円

(注)　1　「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。

3　「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2)　職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区　　分		中　野　区	東　京　都	国
一般行政職	大学卒業程度	181,200 円	181,200 円	181,200 円
	高校卒業程度	143,000 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	高校卒業程度	134,900 円	―	―

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒業程度	274,633 円	319,125 円	355,613 円
	高校卒業程度	219,800 円	273,267 円	312,300 円
技能労務職	高校卒業程度	―	246,750 円	279,750 円

４　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）　一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職　員　数	構　成　比
1級	一般職員	42人	3．7%
2級		206人	18．4%
3級	主任主事	368人	32．9%
4級	係　　長	314人	28．0%
5級	総括係長	123人	11．0%
6級	課　　長	42人	3．7%
7級	統括課長	13人	1．2%
8級	部　　長	12人	1．1%

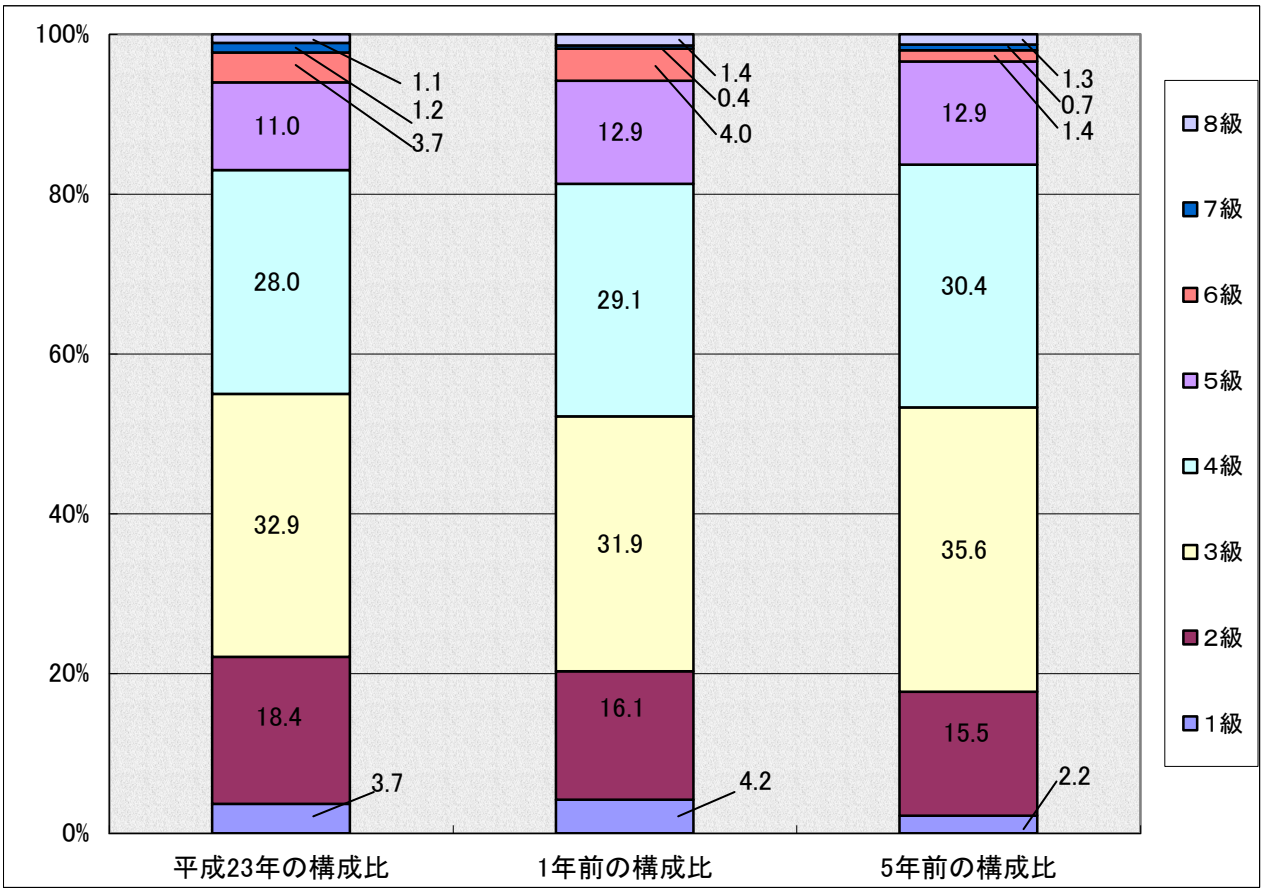

（注）平成 20 年 1 月 1 日に旧給料表の 9 級を廃し、8 級に統合して、級名称の変更を行いました。このため、「5 年前の構成比」は当時の級名称ではなく、現在の級区分に置き換えて表記しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

前年の勤務成績の評定結果(5段階相対評価)に基づき、昇給区分（A～E）を決定し、毎年４月１日の昇給に反映させています。

５段階のうち昇給区分「C」が標準で４号上位に昇給します。「A」「B」は「C」に比べ、１～２号（管理職は２～４号）上位に昇給します。

昇給区分 / 職員区分	A	B	C	D	E
	極めて良好	特に良好	良好	やや良好ではない	良好でない
一般職員	６号	５号	４号	３号	昇給なし
管理職	８号	６号	４号	３号	昇給なし

≪昇給への勤務成績の反映状況≫

	２３年度	２２年度
在職人員（A）	2,010 人	2,165 人
勤務成績が「A」及び「B」により昇給した者（B）	４７２ 人	５０１ 人
割合（B／A）	２３．５ %	２３．１ %

※ 在職人員に派遣職員、休職者等は含まれません。育児休業代替任期付職員は在職人員に含んでいます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中 野 区		東 京 都		国	
1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) 1,628 千円		1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) 千円		—	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
	期末手当		期末手当		期末手当
管理職	2.20 月分 (1.25 月分)	1.75 月分 (0.85 月分)	—		—	
一般職員	2.60 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)	2.95 月分 (1.55 月分)	1.00 月分 (0.55 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

≪勤勉手当への勤務実績の反映状況≫

勤務成績の評定結果(5段階相対評価)に基づき、成績率を決定し、勤勉手当額に反映させています。(勤勉手当支給額＝勤勉手当基礎額×成績率)

平成22年度成績率

	管 理 職		係 長 級		主任主事		一般職員(行政系)	
	6月期	12 月期	6月期	12 月期	6月期	12 月期	6月期	12 月期
最上位	1.0969	1.0987	1.0371	1.0369	1.0230	1.0229	1.0000	1.0000
上 位	1.0384	1.0393	1.0135	1.0134	1.0090	1.0089	1.0000	1.0000
中 位	0.9800	0.9800	0.9900	0.9900	0.9950	0.9950	1.0000	1.0000
下 位	0.9500	0.9500	0.9650	0.9650	0.9700	0.9700	0.9750	0.9750
最下位	0.9000	0.9000	0.9400	0.9400	0.9450	0.9450	0.9500	0.9500

	技能系職員		技能系職員(1級職)	
	6月期	12 月期	6月期	12 月期
最上位	1.0183	1.0183	1.0033	1.0033
上 位	1.0066	1.0066	1.0016	1.0016
中 位	0.9950	0.9950	1.0000	1.0000
下 位	0.9700	0.9700	0.9750	0.9750
最下位	0.9450	0.9450	0.9500	0.9500

(2) 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

中　野　区			国		
区分	支　給　率		区分	支　給　率	
	自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	24.25 月分	33.50 月分	勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分
勤続２５年	32.50 月分	43.50 月分	勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分
勤続３５年	49.75 月分	59.20 月分	勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	50.00 月分	59.20 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	早期退職者割増制度（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
１人当たり平均支給額	13,797 千円	24,101 千円	―	―	―

※　退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3) 地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支　給　実　績（平成 22 年度決算）	１，７２７，１３０千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	７１１，３３９　円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	１８％	全職員	１８％

(4) 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区　分	全　職　種
支　給　実　績（平成 22 年度決算）	２３，３８８千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	１４０，０４９　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）	６．９　％
手　当　の　種　類　（　手　当　数　）	４　手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	建築分野職員	高所における検査業務等	日額　２８０円～３８０円 １台　１８０円～３８０円
有毒物等取扱・検査手当	保健所職員	有毒物を使用する試験、検査等	日額　２００円
防疫等業務手当	保健所、すこやか福祉センター職員	感染症患者への接触を伴う業務	日額　１６０円～６５０円
清掃業務従事職員手当	清掃事務所職員	ごみの収集・運搬作業等	日額　７００円

※　特殊勤務手当全般の見直しを行い、平成 17 年度末をもって９種類の手当を廃止しました。廃止した９手当は以下のとおりです。
①税務事務等外勤手当　②へい死動物処理手当　③福祉事務所現業手当　④取締等業務手当　⑤変則勤務者特殊業務手当　⑥障害者・児施設等業務手当　⑦検便手当　⑧放射線業務手当　⑨精神保健相談業務手当

(5) 時間外勤務手当

支　　給　　実　　績（平成 21 年度決算）	６８９，８６３千円
職員１人当たり平均支給年額（平成 21 年度決算）	２８３千円
支　　給　　実　　績（平成 22 年度決算）	６２４，０６５千円
職員１人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	２６６千円

(6) その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績（平成 22 年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）
扶養手当	配偶者 13,700 円 配偶者を除く 2 人までの扶養親族 5,500 円 その他 5,500 円	異なる	配偶者 13,000 円 2 人まで 6,500 円 その他 6,500 円	178,764 千円	184,483 円
住居手当	扶養有 8,800 円 扶養無 8,300 円	異なる	賃貸住宅居住者支給限度額 27,000 円	157,959 千円	100,997 円
通勤手当	運賃相当額 最高限度額 55,000 円	同　じ		290,486 千円	135,361 円
	交通用具 2,600 円～13,000 円	異なる	2,000～24,500 円		
管理職手当	部長級 128,600 円 課長級 91,100 円	異なる	適用区分及び支給金額が異なる	95,626 千円	1,152,122 円
単身赴任手当	月額 20,000 円	異なる	23,000 円	276 千円	276,000 円
初任給調整手当	適用区分表により月額 52,000～175,100 円	異なる	適用区分及び支給金額が異なる	7,604 千円	1,520,880 円

6　特別職の報酬等の状況

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区　分		給　料　月　額　等	
			（参考）特別区における最高／最低額
給　料	区　長	１，２４５，４００円	円　／　円
	副区長	９９９，７００円	円　／　円
	教育長	８４７，２００円	円　／　円
	常勤監査委員	８４７，２００円	円　／　円
報　酬	議　長	８８８，２００円	円　／　円
	副議長	７５２，７００円	円　／　円
	委員長	６４５，０００円	円　／　円
	副委員長	６１５，７００円	円　／　円
	議　員	５８６，４００円	円　／　円
期末手当	区長 副区長 教育長 常勤監査委員	平成 23 年度支給割合 ３．０８月分	（加算措置の状況） ・加算率　４５％
	議長 副議長 委員長 副委員長 議員	平成 23 年度支給割合 ３．１５月分	（加算措置の状況） ・加算率　４５％

退職手当	（算　定　方　式）	（１期の手当額）	（支給時期）
区　長	1,245,400 円×在職年数×3.09	1,539 万円	任期毎
副区長	999,700 円×在職年数×2.65	1,059 万円	任期毎
教育長	847,200 円×在職年数×1.77	599 万円	任期毎
常勤監査委員	847,200 円×在職年数×1.77	599 万円	任期毎

※　区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料については、地域手当相当分を組み込んで給料月額を定めています。

※　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48か月）勤めた場合における退職手当の見込額で、千円以下を切り捨てて1万円単位で記載しています。

Ⅲ　勤務時間その他の勤務条件の状況

1　勤務時間、週休日及び休日に関する制度の概要

(1)　正規の勤務時間

勤務時間とは、職員が任命権者の指揮監督のもとに職務に専念することを義務づけられている時間をいいます。職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、一週間について31時間）となっています。

平成21年4月１日より、週40時間から週38時間45分へ勤務時間を変更しました。

(2)　休憩時間

休憩時間とは、職員が勤務時間の途中において勤務から開放されて自己の時間として利用できる時間をいいます。勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜（16時間）にわたる場合は1時間30分となっています。

なお、勤務時間の変更に伴ない、休息時間（4時間につき15分付与）は廃止しました。

(3)　週休日

○　労働基準法第35条では毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないこととなっています。

○　中野区においては、日曜及び土曜日を週休日と規定しています。ただし、短時間勤務職員については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができることとしています。

○　職務の性質により日曜日及び土曜日が週休日として定められない場合は、4週間毎の期間を定めて、当該期間内に8日（短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を定めることができることとしています。

(4)　休日

正規の勤務時間を割り振られている日であっても、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない日をいいます。休日の種類は次の3つとなっています。

①　国民の祝日に関する法律に規定する休日

②　12月29日から翌年の1月3日までの日（①に掲げる日を除く）

③　国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

2 休暇に関する制度

平成23年4月1日現在

<table>
<tr><th>休　暇　名</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>年次有給休暇
（付与日数）</td><td>○勤続２年目以降の職員・・・1 年（暦年）20 日
○新規採用職員については次のとおり
<table>
<tr><th>採用された月</th><th>付与日数</th><th>採用された月</th><th>付与日数</th><th>採用された月</th><th>付与日数</th></tr>
<tr><td>1月</td><td>20日</td><td>5月</td><td>13日</td><td>9月</td><td>7日</td></tr>
<tr><td>2月</td><td>18日</td><td>6月</td><td>12日</td><td>10月</td><td>5日</td></tr>
<tr><td>3月</td><td>17日</td><td>7月</td><td>10日</td><td>11月</td><td>3日</td></tr>
<tr><td>4月</td><td>15日</td><td>8月</td><td>8日</td><td>12月</td><td>2日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>病　気　休　暇</td><td>負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇</td></tr>
<tr><td>公民権行使等休暇</td><td>労働基準法第7条（公民権行使の保障）の規定に基づき、職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇</td></tr>
<tr><td>妊娠症状対応休暇</td><td>妊娠に起因する諸障害のために勤務することが困難な場合における休暇
○2回まで、日を単位として合計 10 日以内</td></tr>
<tr><td>母子保健健診休暇</td><td>妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇</td></tr>
<tr><td>妊婦通勤時間</td><td>通勤時の交通機関の混雑状況が、妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑時間帯を避けて通勤するための休暇
○正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内</td></tr>
<tr><td>早期流産休暇</td><td>妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要するため又は母体の健康を保持するための休暇
○日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内</td></tr>
<tr><td>妊娠出産休暇</td><td>出産の前後における女子職員の就業を制限することによって、母体保護を図ることを目的とした休暇
○原則として16週間（多胎妊娠の場合は 24 週間）以内の期間</td></tr>
<tr><td>出産支援休暇</td><td>男子職員が配偶者の出産に伴う子の養育その他家事あるいは官公庁への届出等を行うための休暇
○配偶者の出産の前後を通じて2日以内</td></tr>
<tr><td>育児参加休暇</td><td>男子職員が、配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇
○原則として出産日の翌日から8週間の間に、5日以内</td></tr>
<tr><td>育　児　時　間</td><td>生後1年3か月に達しない生児を育てる職員が、勤務時間中に授乳その他種々の世話をするための休暇
○1日につき90分以内</td></tr>
<tr><td>子の看護のための休暇</td><td>小学校3年生が終了するまでの子を養育する職員が、その子の看護をするための休暇
○1 年（暦年）において5日以内。ただし、対象となる者が2人以上の場合は、10日以内。</td></tr>
<tr><td>生　理　休　暇</td><td>生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇</td></tr>
</table>

休　暇　名	内　容
慶　弔　休　暇	結婚又は親族が死亡した場合の休暇 ○結婚する場合　・・・7日以内 ○親族が死亡した場合　・・・10日以内 ○父母の追悼のための特別な行事を行う場合　・・・1日
災　害　休　暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他自然災害により滅失又は損壊し、職員が住居の復旧作業等を行うための休暇 ○日を単位として7日以内
夏　季　休　暇	夏季の期間（7月1日から9月30日まで）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇 ○日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うための休暇 ○1年（暦年）において5日以内
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上を図るための休暇 ○満53歳に達した者　引き続く3日の範囲内 ○満43歳に達した者　引き続く2日の範囲内
介　護　休　暇	配偶者又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者を介護するための休暇 ○連続する6ヶ月の期間内において必要と認められる期間（介護が必要とする状態が継続している場合には、再承認を受け、当初の介護休暇の初日から6ヶ月後以降の1年6ヶ月の間で再取得ができる。）
組　合　休　暇	職員が職員団体の業務又は活動を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇
短期の介護休暇	配偶者又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護その他の世話を行うための休暇 ○1年（暦年）において5日以内。ただし、対象となる者が2人以上の場合は、10日以内。

3 年次有給休暇等、主な休暇の取得状況（平成 22 年度）

休　暇　名	取　得　状　況
年次有給休暇	平成 22 年中の職員一人あたりの休暇取得日数　15．0 日
病　気　休　暇	取得人数　　157 人
妊娠出産休暇	取得人数　　16 人
出産支援休暇	取得人数　　11 人
生　理　休　暇	取得人数　　59 人
慶　弔　休　暇	取得人数　　379 人　1 人当たりの平均日数 3.1 日
災　害　休　暇	取得件数　　0 件
夏　季　休　暇	取得人数　2,224 人（全体の 99%）　平均取得日数 4.9 日
ボランティア休暇	取得人数　　1 人（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）
リフレッシュ休暇	取得人数　　141 人（対象者の 85.5%）
介　護　休　暇	取得人数　　8 人
組　合　休　暇	取得人数　　4 人　取得件数　22 件（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）
短期の介護休暇	取得人数　　51 人（平成 22 年 6 月 30 日～平成 23 年 3 月 31 日）

4 育児休業及び部分休業の取得状況（平成 22 年度）

(1) 育児休業

生後3歳に達しない子を育てる職員が、育児のための休業をすることにより、仕事と育児の両立を可能にすることを目的とした制度で、子が3歳に達する日までの間で取得できます。

(2) 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの生児を育てる職員が、勤務しながら子を養育するための制度です。

取得できる期間は、子が小学校就学の始期に達するまでの間で、1日の正規の勤務時間の始め又は終わりに 2 時間以内で取得できます。

(3) 平成 22 年度の育児休業・部分休業の取得人数

育児休業取得人数	部分休業取得人数
33 人	32 人
うち男性 2 人	うち男性 0 人

Ⅳ　分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分は、勤務実績が良くない場合や心身の故障のため長期の休養を要する場合など、職員が一定の事由によりその職務を十分に果たすことができない場合に公務能率の維持・向上を図るために行う処分であり、免職、降任、休職、降給の４種類があります。

懲戒処分は、法令違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、職員が一定の義務違反を行った場合に、公務の規律と秩序維持を目的として行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の４種類があります。

平成２２年度に行った処分は次のとおりです。

○分限処分

種類	人数
免職	0
降任	0
休職	３１
降給	0
合計	３１

○懲戒処分

種類	人数
免職	0
停職	1
減給	0
戒告	1
合計	2

Ⅴ　服務の状況

1　職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除は、公務優先の原則を前提として、職務専念の義務を免除することが公務の民主的かつ能率的な運営に支障がない場合にのみ、例外措置として認められるものであり、次の事項について認められます。

① 研修を受ける場合
② 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
③ 職員団体の運営のため、特に必要な限度内で予め職員団体が任命権者の許可を受けたときにおいて、その会合又はその他の業務に参加する場合
④ 職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体もしくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
⑤ 職員が法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業または事務に従事する場合
⑥ 職員が特別区又は特別区の機関以外のものの主催する講演会等において、特別区政または学術等に関し講演等を行う場合
⑦ 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
⑧ 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
⑨ その他特別な事由のある場合

2　営利企業等に従事する場合の許可の状況

職員には職務専念義務が課せられており、勤務時間中は本来の職務に専念すべきことはもちろんですが、勤務時間外においても、職員が営利企業を営むことや報酬を得てなんらかの事務に従事することは、原則として禁止されています。ただし、当該営利企業との間に特別の利害関係又はその発生の恐れがなく、かつ職務の公正円滑な執行に支障がない場合その他法の精神に反しないと認められる場合に限り、兼業・兼職を認めています。

平成22年度の許可状況は次のとおりです。

	内　　容	人 数
兼 業	調査員 手話通訳 教育機関その他研修の講師等	8 人 1 人 10 人
兼 職	中野区外郭団体等評議員等	39 人

3　セクシュアル・ハラスメント等に関する相談及び苦情の申出の状況（平成22年度）

セクシャル・ハラスメント相談員は、人事分野、学校教育分野、職員団体に設置しているほか、外部相談機関として「セクハラ・人間関係ホットライン」を設置しています。

苦情処理委員会は、経営室長（委員長）、経営室人事分野統括管理者、教育委員会事務局子ども教育経営分野統括管理者、委員長が指定する女性管理職員(1人)、職員団体が推薦する職員(2人)で構成されています。

・ 相 談 件 数　セクシュアル・ハラスメント 0件　人間関係 1件
・ 苦情の申出　0件

Ⅵ　研修及び勤務成績の評定の状況

1　研修の実施及び受講の状況（平成22年度）

公務能率を維持向上させるためには、区政運営に携わる職員個々の資質の向上を絶えず図ることが重要です。

地方公務員法第39条第1項では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とし、研修を積極的に行うことを義務付けています。

中野区の目指す職員像を実現するため、平成22年度は、以下の研修を実施しました。

研修名			開催日数	受講者数
区研修	職層研修	新任研修	15日×1回	43人
		採用2年目研修	1日×2回、0.5日×2回	180人
		採用4年目研修	1日×1回	14人
		主任主事4年目研修	1日×1回	39人
		係長昇任時研修	0.5日×1回	50人
		係長6年目研修	1日×2回	34人
		管理職候補者研修	0.5日×4回	27人
		管理職研修	0.5日×3回	47人
		保育園長・児童館長研修	0.5日×2回	35人
		技能系能力向上・特例転職職員研修	0.5日×1回	8人
		育休代替任期付職員研修	0.5日×1回	5人
	実務研修	契約研修	0.5日×2回	79人
		文書研修	1日×4回、0.5日×2回	125人
		会計研修	0.5日×7回	125人
		予算研修	0.5日×1回	47人
		パソコン研修	1日×8回	171人
		危機管理研修	0.5日×1回	52人
		不当要求管理責任者講習	0.5日×2回	176人
	特別研修（救急救命講習、各種講演会他）		0.5日×24回、1日×4回、2日×1回	723人
	合　計			1,980人
特別区研修	職層研修		1日～2日	10人
	専門研修		1日～5日	88人
	清掃研修		0.5日～3日	33人
	ステップアップ研修		1日～3日	156人
	自治体経営研修		0.5日	4人
	公務基礎サポート研修		1日～3日	52人
	その他（他団体との共催事業等）		1日～3日	59人
	合　計			402人
第四ブロック研修	税務研修、講演会等			58人
合　計				2,440人

2 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、勤務評定を実施しています。(内容の詳細については、「中野区職員の人事考課に関する規程」を参照)

なお、業績評定へ反映させるため、管理職については平成15年度からチャレンジシートを、一般職員については平成16年度から目標管理シートを導入しています。

(1) 勤務評定

① 管理職の評定

職務目標の達成、職員の指導育成の2つの評定項目により5段階相対評価(評語は「5」～「1」の5段階とし、評語の設定は「5」が一番高く、以下順に低くなる。)を行いました。

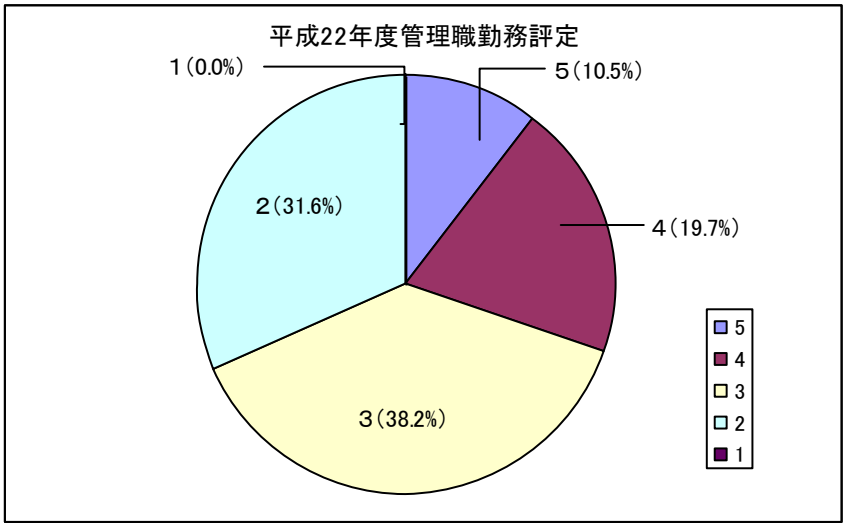

※ 上記の評定結果は、勤勉手当の5段階の支給率に反映させています。
(P.15「勤勉手当への勤務実績の反映状況」参照)

② 一般職員の評定

能力・態度、業績の2つの評定項目により5段階相対評価(評語は「5」～「1」の5段階とし、評語の設定は「5」が一番高く、以下順に低くなる。)を行いました。

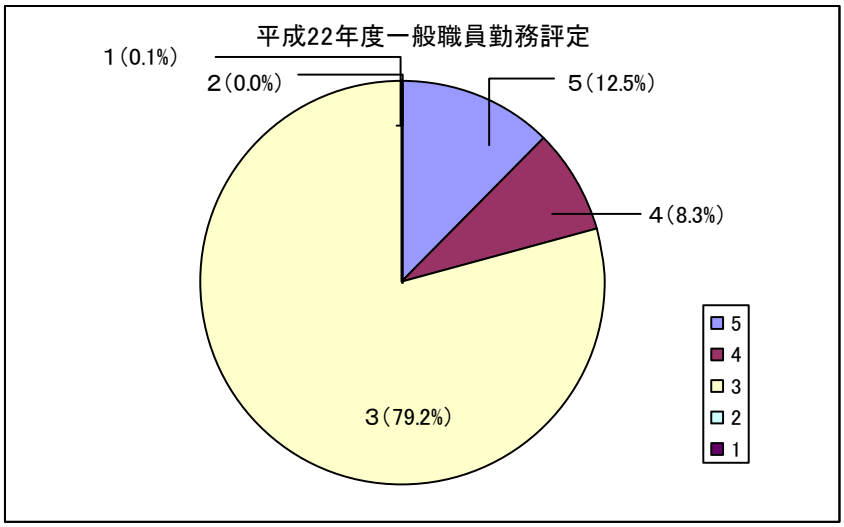

※ 上記の評定結果は、5段階の昇給区分及び勤勉手当の成績率に反映させています。
(P.14「昇給への勤務成績の反映状況」、P.15「勤勉手当への勤務実績の反映状況」参照)

Ⅶ　福祉及び利益の保護の状況

1　健康診断の実施状況

労働安全衛生法及び地方公務員法等の規定により、必要な事業を実施しています。

健康診断は、職員、再任用職員及び非常勤職員等を対象として実施し、健診内容・受診率・経費は次のとおりです。

健康診断の受診者数と受診率（平成 22 年度）

健康診断種別			受診者
定期	一次		2,229人
	二次		11人
採用時健康診断			47人
特殊健康診断		放射線業務従事者健康診断	4人
		有機溶剤等業務従事者健康診断	5人
がん検診		消化器系（胃）健康診断	631人
		肺がん健康診断	324人
		大腸がん健康診断	891人
		乳がん子宮がん健康診断	964人
VDT従事者健康診断			159人
腰痛健康診断			70人
保健所職員健康診断			3人

・ 定期健康診断の受診率　79.3％

健康に関する主な事業の支出(平成 22 年度)

区分	支出額
健康診断	26,786,298円
メンタルヘルス相談	5,871,600円
健康管理室管理運営業務委託	9,282,717円
安全衛生管理	5,342,400円
合計	47,283,015円

人間ドック利用状況(平成 22 年度)

職員の健康保険事業者（東京都職員共済組合）負担による人間ドックの受診者数は下表のとおりです。

内容	受診者数
日帰り	412 人

2 中野区職員寮の維持及び管理の状況

中野区防災要員住宅設置状況　（平成 23 年 4 月1日現在）

名　称	所有・借上の別	建　築　年　月	世帯・単身の別	1戸当りの規模	使用料（円）	入居可能戸数	入居戸数
中野区防災要員沼袋住宅	所有	平成 6 年 6 月	世帯	2LDK　77.3 ㎡	81,000	3	3
			世帯	1LDK　51.5 ㎡	51,000	2	2
			単身	1K　30.8 ㎡	39,000	5	5
中野区防災要員宮の台住宅	所有	平成 8 年 8 月	世帯	2DK　45.2 ㎡	46,000	2	2
			単身	1K　24.2 ㎡	30,500	6	4
					計	18	16

3 公務災害補償の実施の状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡など）又は通勤による災害に対し補償します。

公務災害傷病別発生件数

傷病別／年度	骨折	捻挫	挫傷	打撲	切創	熱傷	虫刺され	腰痛症	熱中症	脱臼	その他外傷	合計
平成 22 年度	4 件	0 件	3 件	2 件	5 件	0 件	1 件	4 件	2 件	0 件	2 件	23 件

通勤災害傷病別発生件数

傷病別／年度	骨折	捻挫	挫傷	打撲	その他外傷	合計
平成 22 年度	0 件	3 件	1 件	1 件	0 件	5 件

4 安全衛生管理の状況

(1) 安全衛生管理者等を各職場に設置し、職場ごとに安全衛生管理を推進しています。

安全衛生管理者等の詳細
総括安全衛生管理者(1名)、主任安全衛生管理者(1名)、部安全衛生管理者(各部1名)、
産業医(1名以上)、安全管理者(1名以上)、衛生管理者(1名以上)、
安全衛生推進者(各部1～2名)、衛生推進者(各事業1名)

(2) 安全衛生委員会を設け、職場全体の巡視、安全管理を包括的に行っています。

安全衛生委員会の構成員
総括安全衛生管理者、主任安全衛生管理者、部安全衛生管理者(6名を指名)、産業医、
職員団体推薦者(6名)

5 職員の被服貸与について

被服貸与は、「職員が安全かつ衛生的に仕事をする」ことを主な目的として「貸与期間」を定めて行っています。しかし、区の厳しい財政状況から、限定的に中野区職員被服貸与規程を運用し、次のように被服貸与を制限しています。

○ 事務服（ジャンパー）については採用時のみとし、以後の貸与は行わない。
○ 作業服については、採用又は異動により必要となった時に貸与する。
（作業服上下、安全靴、防寒上衣など）

○　以下の職につくものは、個人の現状を調査し、規程の中に定められている品目（業務服・業務靴）の中から一点のみを貸与する。

・ 道路の工事、路面清掃作業に従事する職員（作業服、安全靴、防寒上服）
・ 園芸作業に従事する職員（作業服、安全靴、防寒上服）
・ 保育園の調理・栄養士（調理用白衣・白衣）
・ 保育士、児童指導及びこれに準じる職員（運動服・運動靴）

○　業務実態から特に被服貸与の必要性がある場合については、その実態を聞き取り調査等をしたうえで例外的な貸与を行う。

平成２２年度

購　入　内　容	金　額（円）
1 夏季被服　（延べ 333 点）	786,145
2 冬季被服　（延べ 448 点）	1,103,665
3 靴　　類　（延べ 396 点）	626,692
4 緊急貸与分　（延べ 49 点）	153,405
合　　計	2,669,907

6 厚生制度、共済制度の状況

共済組合などが実施する事業の経費は、法律などの定めにより、職員の負担と事業主（中野区）の負担によってまかなわれています。

（1）主な事業内容

東京都職員共済組合 ※公立学校共済組合（幼稚園教諭加入）も同内容	医療・健康関係	直営医療機関、人間ドック
	年　金　関　係	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等
	融　資　関　係	住宅貸付、一般貸付
特別区職員互助組合	保　険　事　業	団体契約保険、団体取扱保険
	ライフプラン事業	ライフプランセミナー50、退職準備セミナー、介護講座・介護セミナー、経済セミナー、子育て支援セミナー
	相　談　事　業	一般・専門・ライフプラン・結婚・健康相談
	会員制施設事業	宿泊施設、スポーツ施設
	生活支援・リフレッシュ事業	ローンのあっせん、指定店、割引施設・チケット割引・パッケージツアー割引
中野区職員互助会	給　付　事　業	結婚、出生、入学・卒業、傷病、死亡、退職、災害
	助　成　事　業	人間ドック、インフルエンザ予防注射、ボランティア活動、職場復帰訓練
	選択制福利厚生事業	各種の福利厚生メニューを選択・割引利用
	貸　し　付　け	一般、小口、緊急、奨学金
	退　職　者　事　業	退職者準備セミナー
	文化・体育事業	文化・体育部助成、ボーリング大会
東京都教職員互助会（幼稚園教諭加入）	教育振興事業	「ふれあい感謝状 21」
	福利厚生事業	医療互助、互助年金、健康増進事業、生涯学習振興事業、相談事業、教職員物故者追悼式の実施 広報誌「ふれあい」の発行
	医療・健康関係	三楽病院、東京都教職員総合健康センター運営

(2) 各組合費の掛金率と負担金率　　(平成 23 年3月末現在)

		算出方法	掛金率 (本人負担)	負担金率 (事業主負担)
東京都職員共済組合	長期 (共済年金にかかる費用)	給料(上限 496,000 円)×率	96.925/1000	139.925/1000
		期末勤勉等(上限 1,500,000 円)×率	77.54/1000	119.94/1000
	短期 (健康保険等に関する経費)	給料(上限 968,000 円)×率	46.3125/1000	46.5750/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	37.05/1000	37.26/1000
	福祉 (福祉事業に関する経費)	給料(上限 968,000 円)×率	2.2/1000	2.2/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	1.76/1000	1.76/1000
	介護 (介護納付金の納付に要する経費)	給料(上限 968,000 円)×率	5.4375/1000	5.4375/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	4.35/1000	4.35/1000
	追加 (恩給法等適用者の不足補填経費)	(給料(上限 496,000 円)×12 月)×率	―	97.2/1000
	合計	給料×率	150.875/1000	291.3375/1000
		期末勤勉等×率	120.7/1000	163.31/1000
公立学校共済組合 (幼稚園教諭加入)	長期 (共済年金にかかる費用)	給料(上限 496,000 円)×率	96.925/1000	139.925/1000
		期末勤勉等(上限 1,500,000 円)×率	77.54/1000	111.94/1000
	短期 (健康保険等に関する経費)	給料(上限 968,000 円)×率	37/1000	37.41/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	29.6/1000	29.93/1000
	福祉 (福祉事業に関する経費)	給料(上限 968,000 円)×率	1.65/1000	1.65/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	1.32/1000	1.32/1000
	介護 (介護納付金の納付に要する経費)	給料(上限 968,0000 円)×率	4.86/1000	4.86/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率	3.89/1000	3.89/1000
	追加 (恩給法等適用者の不足補填経費)	(給料(上限 496,000 円)×12 月)×率	―	81.6/1000
	合計	給料×率	140.435/1000	265.445/1000
		期末勤勉等×率	112.35/1000	147.08/1000
特別区職員互助組合		給料×率	1.7/1000	0
東京都教職員互助会(幼稚園教諭加入)		給料×率	1.3/1000	3.9/1000

(3) 中野区職員互助会の会員会費と区負担額

(単位:千円)

年度 / 会費・負担金	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (予算)
会費 (職員負担)	50, 288	49, 909
区負担金 (事業主負担)	34, 602	40, 621

※平成１９年度から区負担金を財源とする事業の余剰金が生じた際は、区へ返還する精算方式を実施しています。

① 互助会会員数（平成２３年４月１日現在） ２，５４２人
② 会員一人に対する区負担金（平成２３年度） １５，９８０円（精算後変更になります。）

平成22年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1　職員の競争試験及び選考の状況

（1）採用試験等

平成22年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア　受験資格等

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>国籍要件</th><th>年齢</th><th colspan="2">資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="10">Ⅰ類</td><td colspan="2">事務</td><td rowspan="6">有</td><td rowspan="6">22歳以上
28歳未満</td><td colspan="2" rowspan="6"></td><td rowspan="10">・ 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。
・ 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人</td></tr>
<tr><td colspan="2">土木造園（土木）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土木造園（造園）</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築</td></tr>
<tr><td colspan="2">機械</td></tr>
<tr><td colspan="2">電気</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉</td><td>無</td><td rowspan="3">22歳以上
30歳未満</td><td colspan="2">社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人</td></tr>
<tr><td colspan="2">衛生監視（衛生）</td><td rowspan="2">有</td><td colspan="2">食品衛生監視員及び
環境衛生監視員</td></tr>
<tr><td colspan="2">衛生監視（化学）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保健師</td><td>無</td><td>22歳以上
40歳未満</td><td colspan="2">保健師</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td colspan="2">事務</td><td>有</td><td>18歳以上
22歳未満</td><td colspan="2"></td><td>活字印刷文による出題に対応できる人</td></tr>
<tr><td>身障注1</td><td colspan="2">事務</td><td>有</td><td>18歳以上
28歳未満</td><td colspan="3">・身体障害者手帳の交付を受けている人
・特別区の区域内に住所を有する人
・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人
・通常の勤務時間に対応できる人
・活字印刷文による出題に対応できる人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経験者2級職</td><td colspan="2">事務</td><td rowspan="12">有</td><td rowspan="3">28歳以上
32歳未満</td><td rowspan="3">民間等での業務歴4年以上</td><td></td><td rowspan="12">・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土木造園（土木）</td><td rowspan="2">当該職種に関係する業務に従事</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築</td></tr>
<tr><td rowspan="10">経験者3級職</td><td rowspan="5">（主任主事Ⅰ）</td><td>事務</td><td rowspan="5">32歳以上
37歳未満</td><td rowspan="5">民間等での業務歴8年以上</td><td></td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="4">当該職種に関係する業務に従事</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（主任主事Ⅱ）</td><td>事務</td><td rowspan="5">37歳以上
46歳未満</td><td rowspan="5">民間等での業務歴13年以上</td><td></td></tr>
<tr><td>建築</td><td>当該職種に関係する業務に従事</td></tr>
</table>

注１：身体障害者を対象とする採用選考の略

イ　日　程				
区　　分	Ⅰ類	Ⅲ類	経験者	身障選考
告　　示	3月10日	6月16日	6月16日	8月6日
第１次試験 （筆記）	5月9日	9月12日	9月12日	10月11日
第１次試験 合格発表	6月23日	10月18日	10月18日	10月27日
第２次試験 （面接）	7月5日～7月22日	10月27日～29日	10月30日～11月28日	11月8日、19日
最終合格発表	8月6日	11月10日	12月8日	11月25日

ウ　実施状況

（単位：人、％）

採用区分			職種（試験区分）	申込者数			受験者数			最終合格者数		
				22年度	21年度	比較 増△減	22年度	21年度	比較 増△減	22年度	21年度	比較 増△減
Ⅰ類			事務	16,758	12,180	4,578	12,852	9,397	3,455	1,524	1,231	293
			土木造園（土木）	620	490	130	449	341	108	78	127	△ 49
			土木造園（造園）	164	129	35	126	103	23	28	32	△ 4
			建築	437	332	105	311	241	70	74	86	△ 12
			機械	140	83	57	93	63	30	35	26	9
			電気	193	126	67	123	86	37	32	36	△ 4
			福祉	610	519	91	449	384	65	78	55	23
			衛生監視（衛生）	309	280	29	224	207	17	60	58	2
			衛生監視（化学）	145	146	△ 1	79	90	△ 11	3	3	0
			保健師	534	531	3	434	432	2	73	62	11
			小計	19,910	14,816	5,094	15,140	11,344	3,796	1,985	1,716	269
Ⅲ類			事務	3,501	3,076	425	2,784	2,443	341	231	292	△ 61
身体障害者を対象とする採用選考			事務	71	79	△ 8	60	67	△ 7	18	18	0
経験者	2級職		事務	1,628	1,608	20	1,134	1,003	131	170	226	△ 56
			土木造園（土木）	67	71	△ 4	45	41	4	15	28	△ 13
			建築	85	67	18	59	46	13	18	20	△ 2
			小計	1,780	1,746	34	1,238	1,090	148	203	274	△ 71
	3級職	（主任主事Ⅰ）	事務	1,918	2,435	△ 517	1,327	1,547	△ 220	51	82	△ 31
			土木造園（土木）	151	192	△ 41	108	138	△ 30	13	19	△ 6
			建築	133	141	△ 8	89	100	△ 11	13	19	△ 6
			機械	23	18	5	20	15	5	3	5	△ 2
			電気	21	33	△ 12	14	25	△ 11	6	3	3
			小計	2,246	2,819	△ 573	1,558	1,825	△ 267	86	128	△ 42
	3級職	（主任主事Ⅱ）	事務	1,825	2,294	△ 469	1,136	1,367	△ 231	9	27	△ 18
			土木造園（土木）	－	207	皆減	－	121	皆減	－	3	皆減
			建築	152	162	△ 10	99	110	△ 11	4	5	△ 1
			機械	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			電気	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			小計	1,977	2,663	△ 686	1,235	1,598	△ 363	13	35	△ 22
合計				29,485	25,199	4,286	22,015	18,367	3,648	2,536	2,463	73

（２）採用選考等

平成２２年度人事委員会が実施した中野区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア　医療専門職採用選考

区　分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	１人

イ　一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	０人
係長職	０人
総括係長	０人
課長級	０人
統括課長	０人
部長級	１人

（３）管理職選考

ア　受験資格等

○　Ⅰ類

（受験資格）日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成２３年３月末日現在、年齢５５歳未満で、主任主事以上の在職期間が６年以上の人。

（受験方式）全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－翌年度に受験資格を満たす人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

（選考方法）　筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

（免除資格）　択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○　Ⅱ類

（受験資格）　日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成２２年３月末日現在、年齢４７歳以上５６歳未満で、総括係長の在職期間が１年以上の人。

（選考方法）　筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ　実施状況（合格者決定）

○Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類　（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
		22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減
Ⅰ類	事　務	431	477	△ 46	180	188	△ 8	80	91	△ 11	18.6	19.1	△ 0.5
	技術Ⅰ	59	63	△ 4	20	18	2	13	12	1	22.0	19.0	3.0
	技術Ⅱ	21	29	△ 8	14	10	4	13	8	5	61.9	27.6	34.3
	技術Ⅲ	34	32	2	11	11	0	7	7	0	20.6	21.9	△ 1.3
	技術計	114	124	△ 10	45	39	6	33	27	6	28.9	21.8	7.1
	小　計	545	601	△ 56	225	227	△ 2	113	118	△ 5	20.7	19.6	1.1
Ⅱ類	事　務	147	167	△ 20	103	133	△ 30	47	65	△ 18	32.0	38.9	△ 6.9
	技　術	24	25	△ 1	11	11	0	11	11	0	45.8	44.0	1.8
	小　計	171	192	△ 21	114	144	△ 30	58	76	△ 18	33.9	39.6	△ 5.7
合計		716	793	△ 77	339	371	△ 32	171	194	△ 23	23.9	24.5	△ 0.6

※平成21年度は、全部受験方式の人数である。
※平成22年度は、全部及び免除受験方式の人数である。

○Ⅰ類（全部受験方式）　（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
		22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減
Ⅰ類（全部）	事　務	351	477	△ 126	119	188	△ 69	57	91	△ 34	16.2	19.1	△ 2.9
	技術Ⅰ	51	63	△ 12	16	18	△ 2	10	12	△ 2	19.6	19.0	0.6
	技術Ⅱ	15	29	△ 14	8	10	△ 2	7	8	△ 1	46.7	27.6	19.1
	技術Ⅲ	27	32	△ 5	6	11	△ 5	4	7	△ 3	14.8	21.9	△ 7.1
	技術計	93	124	△ 31	30	39	△ 9	21	27	△ 6	22.6	21.8	0.8
	合　計	444	601	△ 157	149	227	△ 78	78	118	△ 40	17.6	19.6	△ 2.0

○Ⅰ類（免除受験方式）　（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）	口頭試問進出者数（B）	合格者数（C）	合格率（C／A）
Ⅰ類（免除）	事　務	80	61	23	28.8
	技術Ⅰ	8	4	3	37.5
	技術Ⅱ	6	6	6	100.0
	技術Ⅲ	7	5	3	42.9
	技術計	21	15	12	57.1
	合　計	101	76	35	34.7

ウ　実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

	対象者数				免除者数				免除率			
		受験方式別内訳				受験方式別内訳				受験方式別内訳		
	計 A	全部 A1	分割 A2	前倒し A3	計 B	全部 B1	分割 B2	前倒し B3	計 C	全部 C1	分割 C2	前倒し C3
事務	450	294	121	35	69	37	17	15	15.3	12.6	14.0	42.9
技術Ⅰ	64	41	19	4	9	6	2	1	14.1	14.6	10.5	25.0
技術Ⅱ	22	8	9	5	3	0	1	2	13.6	0.0	11.1	40.0
技術Ⅲ	53	23	11	19	8	4	2	2	15.1	17.4	18.2	10.5
技術計	139	72	39	28	20	10	5	5	14.4	13.9	12.8	17.9
計	589	366	160	63	89	47	22	20	15.1	12.8	13.8	31.7

（注）1　対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。
2　全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち不合格となった人。
3　分割とは、分割受験方式で受験した人。
4　前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。
5　免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

（４）　特例転職選考

ア　受験資格及び選考方法

（受験資格）　日本国籍を有し、平成２３年３月末日現在、年齢満５５歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

（選考方法）　筆記考査（択一式問題・作文）、勤務評定

イ　実施状況

（単位：人、％）

区分	職種	職　務	有資格者数 A	申込者数 B	申込率 B/A	受験者数 C	受験率 C/B	合格者数 d	合格率 d/C
業務系	業　務	一般業務	31	3	9.7	1	33.3	0	0.0
技能系（異種職務従事者）	技能Ⅰ	自動車運転	2	2	100.0	2	100.0	0	0.0
		介護指導	25	9	36.0	5	55.6	4	80.0
	技能Ⅱ	電話交換	6	5	83.3	5	100.0	4	80.0
		警　備	4	2	50.0	2	100.0	1	50.0
		作業Ⅰ	21	10	47.6	10	100.0	7	70.0
	技能Ⅲ	調　理	40	39	97.5	38	97.4	32	84.2
		用　務	37	29	78.4	27	93.1	20	74.1
		作業Ⅱ	26	16	61.5	13	81.3	10	76.9
	技能Ⅳ	家庭奉仕	6	3	50.0	2	66.7	0	0.0
	技能Ⅵ	作業Ⅲ	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
	技能系計		168	116	69.0	105	90.5	79	75.2
合　計			199	119	59.8	106	89.1	79	74.5

（注）　技能Ⅴは有資格者なし

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第 14 条）、均衡の原則（地方公務員法第 24 条第３項）及び職務給の原則（地方公務員法第 24 条第１項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成 22 年は、10 月 12 日に 23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年の勧告のポイント〕

１　月例給与、期末手当・勤勉手当（ボーナス）ともに引下げ
　○職員給与が民間給与を上回っており、公民較差（△1,259 円、△0.30%）を解消するため、給料表の引下げ改定
　○期末手当・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.2 月分　現行 4.15 月分→3.95 月分）

２　地域手当の支給割合の見直し
　現行の 17%から 18%に引き上げ、引上げ分と同率程度、給料月額を引下げ

３　幼稚園教育職員の給与制度
　人事・給与制度の改正に伴い新たな給料表を策定

◎職員の平均年間給与は、約△10 万 8 千円（△1.6%）

職員の給与に関する報告（意見）・勧告

Ⅰ　職員と民間従業員との給与の比較

１　民間給与実態調査の内容（平成 22 年４月）

区　　分	内　　容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事　業　所　数	特別区内の 958 民間事業所を実地調査（調査完了 777 事業所）

２　職員給与等実態調査の内容（平成 22 年４月）

職　員　数	民間従業員と比較した職員		
	職　員　数	平　均　給　与	平　均　年　齢
61,039 人	30,605 人	420,461 円	43.8 歳

３　公民比較の結果

○月例給与

民間従業員	職　　員	差
419,202 円	420,461 円	△1,259 円（△0.30%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給の年間支給月数

民間従業員	職　　員	差
3.97 月分	4.15 月分	△0.18 月分

Ⅱ　改定の内容

１　給料表

・公民較差の解消のため、給料月額を引下げ
・地域手当の支給割合の引上げ分（１％）と同率程度、給料月額を引下げ
・Ⅰ類初任給までの号給等の給料月額は据置き
・医療職給料表(一)は、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし

２　地域手当の支給割合の改定

・17%から 18%（本則）に引上げ

３　行政職給料表（一）の初任給

・Ⅰ類（大学卒程度)、Ⅲ類（高校卒程度）ともに据置き

４　配分

	地域手当の支給割合の変更に伴う配分	平成 22 年較差解消による配分	合　計
給　　料	△3,004 円	△1,067 円	△4,071 円
諸 手 当	－	－	－
地域手当	3,514 円	－	3,514 円
はね返り	△510 円	△192 円	△702 円
計	0 円	△1,259 円	△1,259 円

５　期末手当・勤勉手当

・民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、年間の支給月数を現行 4.15 月分から 3.95 月分に 0.2 月分引下げ

○年間支給月数(再任用職員以外の職員の場合)

		現　行	勧　告
一般職員	期末手当	2.75 月分	2.60 月分
	勤勉手当	1.40 月分	1.35 月分
	計	4.15 月分	3.95 月分
管理職員	期末手当	2.35 月分	2.20 月分
	勤勉手当	1.80 月分	1.75 月分
	計	4.15 月分	3.95 月分

（参考１）改定による平均年間給与の減少額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,862 千円	約 6,754 千円	約△108 千円(△1.6%)

（参考２）モデルケースによる試算

○ケース１　係員（１級 29 号給、25 歳）　扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
220,304 円	222,116 円	1,812 円	3,523 千円	3,510 千円	△13 千円

○ケース２　係長（４級 61 号給、40 歳）

扶養手当：配偶者、子２人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
451,996 円	450,592 円	△1,404 円	7,384 千円	7,266 千円	△118 千円

○ケース３　課長（６級 69 号給、45 歳）

扶養手当：配偶者、子２人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
636,154 円	635,498 円	△656 円	10,363 千円	10,213 千円	△150 千円

○ケース４　部長（８級 55 号給、50 歳）

扶養手当：配偶者、子２人（内教育加算１人）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
759,823 円	759,044 円	△779 円	12,483 千円	12,297 千円	△186 千円

６　実施時期等

・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施

・平成 22 年４月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において平成 21 年の勧告に準じ、所要の調整を実施。ただし、医療職給料表(一)が適用されている職員については、引下げ改定を行わないことから、所要の調整は行わないことが適当

Ⅲ　特別区の給与構造の改革

１　職務給の徹底に向けた取組みの成果

・昇格メリットの一定額加算方式の導入及び給与カーブのフラット化により、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責の的確な反映等一定の成果

２　昇給制度及び勤勉手当制度の各区における運用の検証

・勤務成績の反映状況等が制度の趣旨に沿ったものとなっているかといった観点から、各区における昇給制度や勤勉手当制度の運用状況を詳しく検証

３　職務・職責が的確に反映された給与の検討

・職務級間の重複の見直しを含め、職務の職責等に応じた給与について研究・検討

４　地域手当の取扱い

・今回の改正で本則となるが、今後も引き続き国の動向を注視

Ⅳ　超過勤務手当の支給割合等

・国の動向を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間について、月 60 時間の超過勤務時間の積算基礎に含めることが適当

Ⅴ　区費負担の学校教育職員の給与制度

・東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当

Ⅵ　幼稚園教育職員の給与制度

・人事・給与制度の改正に伴い策定する新たな給料表においては、現行の３級制から４級制に改め、各級の職務・職責差を的確に反映

・手当等については、制度改正の趣旨に沿ったものとすることが必要

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

Ⅰ　人事制度の整備

１　人材確保

・平成 20 年度にⅠ類採用試験の能力実証方法を改正。その後受験申込者数が急増。申込者急増の要因分析を進め、有為な人材確保の方策について検討

・経験者採用制度は、区政を担う人材を的確に選抜できるよう、受験資格等の見直し・能力実証方法について検討

２　人材育成

・職員に求められる役割・能力を到達目標として明確に示し、困難にチャレンジしていく意識を涵養することで、計画的に人材を育成していくことが重要

・人事評価制度が職員の能力開発と組織目標の達成に資するよう、任命権者は不断の努力が必要

・管理職・係長職選考の受験率は低下傾向。今後、管理職選考改正効果の検証、多角的な視点からの意識調査など、実効性のある対応を検討

３　人材活用（高齢職員の活用）

・高齢職員の活用による組織活力の維持・向上が必要

・国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえて検討

Ⅱ　勤務環境の整備

１　職業生活と家庭生活の両立の実現

・全ての職員においてワーク・ライフ・バランスが実現されるためには、適切な業務管理による超過勤務の縮減と、年次有給休暇の取得促進が重要

２　メンタルヘルスの推進

・メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見に努めることはもとより、再発防止に向けたきめ細かな環境整備の推進が重要

Ⅲ　公務員倫理の確立と区民の信頼確保に向けて

１　公務員倫理の確立

・職員一人ひとりの意識を高めることとあわせ、管理職員の適宜、適切な指導が重要

２　個人情報の適正管理

・職員の危機管理意識の啓発と組織として情報管理体制を万全にすることが重要

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 22 年度中における中野区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	22 年度要求件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B-C	備　　考
0	0	0	0	

4　不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 22 年度中における中野区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	22 年度申立て件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B-C	備　　考
16	0	0	16	